

函館クルーズターミナルの施設概要

担当部局	港湾空港部港湾空港振興課（電話：0138-21-3493）
所在地	函館市若松町12番19号
目的	クルーズ客船の円滑な受入によって、外国人観光客を中心とした観光誘客の拡大を図ることを目的とする。
事業概要	施設の管理運営およびクルーズ客船受入・誘致
供用期間	供用期間 原則1月1日から12月31日まで（通年） 供用時間 午前0時から午後12時まで（24時間） ※クルーズ船受入に支障を来さない体制としますが、上記供用期間および時間中、職員が常駐しなければならないものではありません。
施設概要	建物構造 鉄骨造平屋 敷地面積 5,102.02㎡ 建物延面積 1,234.00㎡ 施設の内容 C I Qホール、待合所ロビー、観光案内所、事務室、物品庫、 トイレ（男子・女子トイレ2か所、多目的トイレ2か所）、授乳室、 健康相談室、口頭審理室、税関二次検査室、駐車場
指定管理者が行う業務内容	1 函館クルーズターミナルの使用または占用等の許可および規制に関すること 2 函館クルーズターミナルおよび付属施設の維持管理に関すること 消防用設備、自家用電気工作物・ガスヒートポンプの保守点検、 施設内清掃、ごみ処理、 巡回警備、 施設・設備の修繕 など 3 クルーズ客船受入に関すること 入出港に係る管理運営業務、 乗客等へのサービス提供に関する業務、 出入国・SOLA S制限区域における保安措置および出入管理・安全管理・緊急時対応に関する業務、 保安確認書締結の補助 など 4 クルーズ客船誘致に関すること クルーズ客船誘致に係る市との協働ポートセールス など 5 その他の業務に関すること 使用料の徴収・収納に係る業務、 インボイス制度の対応、 市に提出する書類の作成等の庶務経理業務、 災害および事故発生時の緊急時の対応、 利用者および住民からの意見・要望等への対応、 その他必要な業務 など
施設管理運営経費	市から指定管理者へ指定管理料を支払います。
条例	函館市港湾施設管理条例
現指定管理者	—